

## 事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 国保・健康増進課	川内野 寿美子
施策名	8 いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現	事業群関係課(室)	福祉保健課、都市政策課	
事業群名	② 健康長寿対策の推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	748,631

### 1. 計画等概要

<b>(長崎県総合計画テェンジ&amp;チャレンジ2025 本文)</b> 県民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気に活躍できる社会を実現するためには、県民一人一人の健康づくりの取組が欠かせないことから、働き盛り世代を中心に自然と健康になれる、健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。		<b>(取組項目)</b> i) 県民運動の展開による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくり ii) 働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進 iii) メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診の受診者を増やす取組 iv) 健康的な生活習慣(食生活など)の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善 v) 成人の歯周病予防のための歯科保健指導の充実や子どものむし歯予防のためのフッ化物洗口などの促進 vi) ウォーカブルなまちづくりの推進								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	<b>(進捗状況の分析)</b> 健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合について、様々な健康づくりの施策を実施しているものの、近年は横ばいで推移している。令和7年度73.0%の目標達成に向けて、「ながさき3MYチャレンジ」の周知・啓発を引き続き行う必要があるとともに、健康づくりに無関心な方が多い20代～50代の働き盛り世代に健康づくりに取り組んでいただけるよう取組をさらに推進していく必要がある。  H22:61.1%→H23:62.6%→H24:59.5%→H25:60.7%→H26:57.1%→H27:61.5%→H28:62.3%→H29:66.2%→H30:62.6%→R1:63.5%→R2:62.8%	
	健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	目標値①	/	67.0%	68.5%	70.0%	71.5%	73.0%		73.0% (R7)
		実績値②	62.6% (H30)	/	/	/	/	/		進捗状況
		達成率②/①	/	/	/	/	/	—		

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要  令和2年度事業の実施状況 (令和3年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和2年度事業の成果等		
				R元実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R元目標	R元実績	達成率			
				R2実績					R2目標	R2実績				
				R3計画	R3目標	R3実績								
事業実施の根拠法令条項				事業実施の根拠法令条項										
事業期間				法令による 事業実施の 義務付け	果の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象							
所管課(室)名														
取組項目 ii	○	1	健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業	11,029	7,212	16,067	新型コロナウイルス感染症の影響により、「健康長寿日本一長崎県民会議」の開催はできなかったが、健康長寿日本一を目指して、県民自ら主体的に「食」・「運動」等の生活習慣改善や健診受診などの健康づくりに取り組むことのできる環境を充実させるため、企業等の優良事例を幅広く知らせるための表彰制度「ながさきヘルシーアワード」の実施や野菜の摂取機会の増加を図るため、飲食店等でヘルシーメニューを食べて応募すると、抽選で県産品等が当たる「もっと野菜を食べようキャンペーン」等を実施した。	【活動指標】	300	45	15%	●事業の成果 ・県民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組む環境整備が重要であることから、優良事例の取組を幅広く周知する表彰制度(ながさきヘルシーアワード)を実施するとともに、ながさき3MYチャレンジの周知・啓発、サポートメンバーの登録推進、シミュレーションサイトの利用促進等を図った。 ・その結果、サポートメンバーの登録数やシミュレーションサイトの利用者数については、目標達成とはならなかった。様々な施策を実施しているが、自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合の増加には結びつかなかった。		
				8,983	5,340	14,083		【活動指標】	10,000	620	6%			
				16,900	9,771	10,994		【活動指標】	10,000	1,271	12%			
								【活動指標】	15,000					
						【成果指標】		—	調査中	—				
						【成果指標】		—	—	—				
H30-R3						【成果指標】	70	63.5	90%	※成果指標である「健康寿命(日常生活に制限のない期間)の延伸(年)」については、国が4年に一回調査をしており、R元の実績はR3.12月に公表予定。(最終目標:R4 男性73.21年、女性76.32年)				
国保・健康増進課				県民、市町、保険者、大学、各種団体等	【成果指標】	65.5	62.8	95%						
取組項目 iii	○	2	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	416,384	208,174	1,304	市町が生活習慣病の予防、健康の保持、医療費の適正化を目指し行っている特定健康診査及び特定保健指導に要する費用を負担した。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・市町に対し、特定健診・特定保健指導の経費の3分の2を国県で負担することで、市町は特定健診等を着実に実施することができた。		
				549,812	274,946	1,308		【活動指標】	21	21	100%			
				515,988	257,994	1,288		【活動指標】	21					
			国民健康保険法第72条の5第2項							【成果指標】	—		—	—
			H20-							—	—		—	
			国保・健康増進課	○	—	—		市町保険者		—	—		—	
取組項目 iii	○	3	長崎県国保ヘルスアップ支援事業	104	0	795	令和2年度から、自治体における予防・健康づくりを強力に後押しするため、国の保険者努力支援制度が抜本的に拡充されたことにより、予算額(実績額)が大幅に増加。その拡充した制度を活用し、特に市町における人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題を解消し、市町が実施する保健事業への支援の充実・促進を図るため、予防・健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施した。	【活動指標】	—	—	—	●事業の成果 コロナ禍により一部事業の縮小はあったが、医療費分析による市町の課題整理や専門職が不足する市町への派遣、糖尿病重症化予防のためのかかりつけ医研修により、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防が図られた。		
				111,189	0	7,975		【活動指標】	100	221	221%			
				175,000	0	7,853		【活動指標】	250					
				国民健康保険法第75条の2							【成果指標】		—	—
			H24-							【成果指標】	28		算定中	—
			国保・健康増進課	○	—	—		県民、市町保険者、医療・保健関係者		【成果指標】	28			
取組項目 iv	○	4	健康ながさき21推進事業(生活習慣病対策事業)	5,592	5,592	795	特定健康診査・特定保健指導の従事者等の健康指導者の育成・資質向上及びテレビ放送を通じて生活習慣病の予防や食生活・運動などによる健康づくりに関する情報の発信を行った。	【活動指標】	50	50	100%	●事業の成果 ・テレビ番組については毎月の放送内容検討、聞きやすい番組構成などにより視聴率が安定。視聴率については前年度より低く目標には届かなかったが直近5年の平均(9.4%)よりは高く一定の視聴率を維持し、県の施策の周知啓発や新型コロナウイルスの関することをはじめ、健康・医療に関する情報発信につながった。		
				5,590	5,590	797		【活動指標】	50	50	100%			
				5,590	5,590	1,571		【活動指標】	50					
											【成果指標】		10	10.6
			H13-R4							【成果指標】	10		9.6	96%
			国保・健康増進課					保険者、健診実施機関、県民		【成果指標】	10			

取組 項目 iv	5	健康ながさき21推進事業(たばこ・飲酒・こころの健康づくり対策事業)	919	671	4,375	喫煙や多量飲酒が健康に与える影響の普及啓発・相談、禁煙治療医療機関などの情報提供を行うとともに、県・市町管理施設の受動喫煙対策状況調査を実施し、結果を関係機関に周知した。 ストレス解消法や健康保持に必要な休養、睡眠のとり方などに関する研修会を開催した。	【活動指標】 R元.2:公共施設分煙調査の実施(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・令和2年4月から改正健康増進法が全面施行され、県・市町が管理する公共施設では、10月の調査では受動喫煙対策が全て完了しており、目標を達成できた。 ・働く世代へのストレス対策として、こころの健康に関する普及啓発研修会、事業所等で「こころの健康」に関する講師派遣を行うことでメンタルヘルスへの理解が進み、早期に相談、対応できるための体制整備を進めることが出来た。		
			316	68	1,596		R3:喫煙をテーマとした企業への講習回数(回)	1	1	100%			
			958	698	1,570		【成果指標】 R元.2:公共施設の禁煙・分煙対策実施率(%)	100	99.2	99%			
		H13-R4			—		—	—	100	100.0		100%	
		国保・健康増進課			—		—	—	R3:講習受講者のうち、禁煙をしたいと思った人の割合(%)	100			
	6	健康ながさき21推進事業(栄養食生活・運動対策事業)	1,757	1,757	1,591	給食施設への指導を通じた施設利用者の栄養改善、家庭訪問等による食生活改善運動等の支援(食の通信簿事業)、外食環境の整備(健康づくり応援の店推進事業)等により、地域での適切な食生活・栄養に関する教育活動を行った。また、ホームページにて運動施設等の情報提供を行い、TVでは「ウィズコロナと運動」等の運動普及に関する情報発信を行った。	【活動指標】	8	8	100%	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた給食施設巡回指導や研修会を実施することはできなかったが、対象を絞った少人数での研修会や資料提供により衛生管理等の意識が低下しないよう支援を行った。 ・食生活改善推進員による調理実習等の講習会は概ね中止となったが、各家庭を訪問し家庭での食事(食育)や減塩に対する資料を手渡し、意識付けを行うことができた。		
			1,241	1,241	3,129		給食従事者研修会を開催する保健所数(回)	8	8	100%			
			3,209	2,295	3,927		【成果指標】	63.3	70.0	110%			
		H13-R4			—		—	—	給食施設の管理状況の評価点数が7割以上の施設の割合(%)	65.0		73.4	112%
		国保・健康増進課			—		—	—	給食施設管理者、食育関係者等	65			
	7	健康ながさき21推進事業(計画推進・連携事業)	3,898	2,297	3,579	健康ながさき21推進協議会の構成団体である行政や医療保険者、関係機関・団体が行っている健康づくりの取組と県内の健康課題等を共有し、今後の方針等について協議・検討した。また、各保健所管内にて地域と職域が連携した健康づくりの取組を実施するための協議や活動を行った。	【活動指標】	10	10	100%	●事業の成果 ・県単位及び保健所単位で関係者による協議会等を開催し、地域の健康課題について協議を行った。その中で各保健所毎に令和3年度に取組む事業内容を決定し、地域の実情に応じた取組みに結びつけることができた。		
			2,607	1,011	5,583		関係者会議の開催(回)	10	8	80%			
			4,258	2,641	6,282		【成果指標】	8	7	87%			
		H13-R4			—		—	—	関係者連携による活動の実績(回)	8		6	75%
		国保・健康増進課			—		—	—	県民、民間企業、行政機関等	8			
	8	健康増進事業	52,281	24,879	1,590	健康増進法の規定に基づき市町が実施する健康増進対策(健康教育・相談、訪問指導、歯周疾患健診等)に対して補助を行った。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・健康相談については21全市町で実施し、目標を上回る住民に対し健康相談を行った。 ・市町が地域の実情に応じた重点健康課題等を選定し家庭における健康管理等に資する助言を行い、生活習慣の改善を促すことにつながった。		
			51,451	23,761	1,595		健康相談実施市町数(市町)	21	21	100%			
			59,897	29,949	1,571		【成果指標】	30,000	18,675	62%			
		H20-			健康増進法第19条の3		—	—	健康相談の受講者数(人)	10,000		15,960	159%
		国保・健康増進課			○		—	—	市町	10,000			
9	栄養管理事業(専門職研修)	823	823	2,386	市町栄養士をはじめ各地域において食に携わる食生活改善推進員の資質向上のための研修を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当初計画を変更しWEBによる研修会を実施。初めてのWEB研修会だったこともあり、満足度は目標に達することができなかったが、今まで研修会に参加することができなかった離島等の会員や市町栄養士の参加があり、研修の機会を提供することができた。			
		488	488	3,130		食生活改善推進員リーダー研修会(回)	1	1	100%				
		1,076	1,076	3,141		【成果指標】	85	87.4	102%				
	H13-			健康増進法第18条第2項		—	—	食生活改善推進員リーダー研修会参加者の満足度(%)	85		79.3	93%	
	国保・健康増進課			○		—	—	ボランティアなどの非営利団体等	85				

取組項目iv	10	受動喫煙対策促進事業	5,450	2,706	7,954	健康増進法改正の内容について県民や施設管理者等に対し、ポスター、パンフレット等の資材の配布、新聞・ラジオ・広報誌・ホームページを通じた普及啓発を実施した。各種届出の受理や違反対応、相談受付等新たな制度に対応するための体制整備を行った。	【活動指標】 R元：普及啓発活動の実施(回)	50	86	172%	●事業の成果 ・健康増進法改正の内容について、ロビー展を実施するとともに、県庁及び各保健所に相談窓口を設置し体制整備を行うことで、事業者や一般県民に対して広報することができた。	
			7,152	3,576	782		R2-：啓発イベントの実施(回)	1	1	100%		
			7,246	3,624	393		【成果指標】	0	0	100%		
			R元-	健康増進法第32、34、36、38条			勧告以上の措置件数(件)	0	0	100%		
		国保・健康増進課	○	—	—	県民、施設管理者	0					
取組項目v	11	コホート研究事業	3,965	0	1,591	がんや循環器疾患等の生活習慣病に日本人の生活習慣、生活環境、遺伝子等がどのように影響するかを解明するための国立がん研究センターが研究代表者である研究プロジェクトに、研究協力機関として保健所が参加した。	【活動指標】	1	0	0%	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防のため健康教育講演会の中止や市主催集団健診の日程の減少(20日間で14日間の実施)等があった。そのことにより、調査協力者への同意取得の機会が減り、同意者数が1,527人に留まり、目標未達成となった。	
			4,836	0	1,565		住民への講演会(説明会)の開催回数(回)	1	0	0%		
			7,955	0	1,570		【成果指標】	2,000	1,749	87%		
			H26-	—			同意を得た住民延べ数(人)	1,800	1,527	85%		
		福祉保健課	—	○	—	雲仙市及び南島原市在住の40～74歳の住民のうち、研究参加の同意が得られた者	4,000					
取組項目v	○ 12	健康長寿のための口腔機能維持増進事業	/	/	/	県民の健康長寿の実現を目指すため、全ての世代において口腔機能の維持増進を図り、生涯にわたる全身の健康づくりの促進を図るためのオーラルフレイルに関する関係者への研修や人材確保、ニーズを把握し関係機関と連携、若い世代からのオーラルフレイル対策、地域での口腔機能への指導についての指導を行うモデル事業などの基本的な施策の充実を図る。	【活動指標】	/	/	/	—	
			7,330	4,180	1,571		かみにくい人の割合の減少(H30KDB基準)(%)	18.7				
			(R3新規)R3-5	歯科口腔保健の推進に関する法律第10条			【成果指標】	/	/	/		
			国保・健康増進課	○	—		—	40歳以上を対象とした歯科健診の実施市町数(市町)	19			
		長崎県口腔保健推進事業	2,175	1,216	795	県関係各課をはじめ保健所、市町、歯科保健関係者等と連携し歯科保健対策を推進する行政機能の強化として長崎県口腔保健支援センターを設置。 平成30年度からは、障害者施設の施設職員・保護者等を対象とした口腔ケア指導を行う施設に対する指導(研修)を行っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、対象者が感染リスクの高い障害者であるため、口腔ケア指導ができなかった。	【活動指標】	3	3	100%		●事業の成果 ・指標となっている研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、本事業の歯科保健に関する総合窓口となる行政機能において、市町などからの相談について、フッ化物洗口実施時の新型コロナウイルス感染症予防の相談や歯科保健指導時の助言など歯科専門職による指導・助言を行い、歯科専門職のいない市町への技術支援に寄与した。
2,669	1,934		785	R元.2：研修実施障害者施設数(施設)	3		0	0%				
4,335	2,908		1,178	R3：児童発達障害児センター及び障害児通所支援事業所へのアンケートの回収率(%)	100							
H26-	歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、第7条			【成果指標】	80		100	125%				
国保・健康増進課	○	—	—	市町関係者・歯科専門職	R元.2：研修受講者の理解度(%)	80	0	0%				
取組項目v	14	第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	4,156	1,995	3,182	県及び保健所圏域毎に協議会を設置し、関係機関と連携を図るための協議を行い、特に成人期の歯科保健対策への理解の醸成を図るための研修や、保健所に市町での歯周病検診等の実施や受診率の向上に向けて検討する場の設置など成人歯科保健施策の充実を図った。	【活動指標】	11	11	100%	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の影響により協議会の開催は一部できなかったが、県全体(1回)・県立保健所単位(8回)で協議会あるいは書面会議で開催し、地域の歯科保健対策に関する関係機関との情報共有と連携に寄与した。 ・若い世代(20～39歳)を対象とした歯科疾患対策事業を導入した市町はR1で12市町であり、R2は今後の調査で把握する予定。	
			2,297	1,111	2,356		協議会の開催(回)	11	9	81%		
			1,752	1,752	1,571		【成果指標】	13	12	92%		
			H30-R4	歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、第7条			若い世代(20～39歳)を対象とした歯科疾患対策事業の導入市町数(市町)	15	調査中	—		
		国保・健康増進課	○	—	—	歯科保健関係機関・保健福祉関係者・県民	17					

取組項目 vi	○	15	ウォーカブルなまちづくり推進事業	16,300	3,150	785	公共施設(道路、港湾施設)等を活用し、地域の賑わい創出や県民の身体活動量増加に向けた社会実験として、回遊性を高めるため歩きたくなる仕掛けを設置し、健康や歩行空間に関する調査を実施する。	【活動指標】 市町の計画立案のための意見交換を実施した市町数(市町)	—			—
			(R3新規)R3-7	—				【成果指標】 ウォーカブルなまちづくり施策に取り組んでいる市町数(市町)	—			
			都市政策課	—	—	—		ウォーキングなどを楽しむ県民	—			

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	県民運動の展開による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくり	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・「健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合」は、ほぼ横ばいであるが、世代別にみると、60代以上は高いものの、特に20代から50代が低迷しており、働き盛り世代への対策が必要である。また健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組まない理由として、「面倒だから」の回答が最も多いため、気軽に誰でも楽しく健康づくりに取り組める仕組みづくりも必要である。</p> <p>・また、健康づくりの取組推進には、県民の皆様が健康づくりに取組みやすい環境整備が重要であり、個人に対する取組はもちろんのこと、市町や地域、職場等が連携して施策を展開することが必要である。</p> <p>H23:62.6%→H24:59.5%→H25:60.7%→H26:57.1%→H27:61.5%→H28:62.3%→H29:66.2%→H30:62.6%→R1:63.5%→R2:62.8%</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいただくには、誰もが気軽に取り組むことができる仕組みを検討していく必要がある。また、無関心層への働きかけに加え、県民に楽しく継続できる健康づくりの具体的な取組に繋げる仕組みづくりも必要である。</p>
ii	働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・「健康経営」にかかる本県の認知度は令和元年に協会けんぽが実施した調査によると8.5%(全国9.7%)と低く、働き盛り世代の健康づくりを促進するために、経営者層にまずは「健康経営」を認知していただく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・「健康経営」の認知度向上に向け、様々な媒体を活用し、PRをしていく必要がある。</p>
iii	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診の受診者を増やす取組	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・本県の特定健診受診率は年々上昇してきているものの全国順位は低位のままである。(令和元年度受診率は48.7%と、前年度比プラス1.2ポイントとなっているが、全国の55.6%より低く、全国順位は45位)</p> <p>・市町においては、コロナ禍の対応として問診票の事前送付や予約制の導入などに取り組んでおり、待ち時間がないためスムーズに受診できる環境整備ができています。しかし、3密対策による会場の人数制限もあり、さらなるコロナ禍での取組の工夫が必要である。</p> <p>・市町国保の場合は、特定健診未受診者の約半数は治療中であり、医療機関との連携が重要であり、かかりつけ医に対する取り組みを強化する。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・特定健診未受診者への受診勧奨のタイミングやナッジ理論※を取り入れたメッセージの送り分けにICTを活用し、受診率向上を支援する事業の促進。</p> <p>※ナッジ理論…行動経済学での様々な理論を応用して無意識に良い選択(行動変容)を促すアプローチ手法</p> <p>・県内関係団体で構成する長崎県特定健診推進会議等において、受診率等のデータを分析した情報を共有し受診勧奨等取り組む年齢層など対象者を絞った取組を、医師会や関係団体と連携し、県全体で効率的に実施していく。</p> <p>・かかりつけ医に受診勧奨チラシの配布などの協力依頼</p>
iv	健康的な生活習慣(食生活など)の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・平成28年度長崎県健康・栄養調査結果では、長崎県民の野菜摂取量は平均256gと目標である350gより約100g不足しており、中でも働き盛り世代である40歳代の摂取が最も少ない状況である。</p> <p>・県民に無理なく楽しく野菜を摂取してもらえるようキャンペーンや若い世代をターゲットとした情報誌への連載等を行ったが、もっと多くの人に情報を届けるには、さらに重層的・継続的な取組が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>野菜摂取量が少ない30~40代を中心に啓発活動を行っていく必要があるが、この世代は情報を得る方法が紙媒体・TV・SNSなど多方面に分かれていることから、多くのメディアを使い広く周知していく。また、直売所やスーパーなど食材を購入する場に協力を依頼し、手軽に食生活の改善ができる環境を整備していく。</p>

<p>v 成人の歯周病予防のための歯科保健指導の充実や子どものむし歯予防のためのフッ化物洗口などの促進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所毎に設置した地域歯科保健推進協議会を活用して関係者間の連携体制を構築し、情報共有などは図られているが、市町における歯科保健施策を推進する歯科専門職の配置が困難である中、具体的な事業化につながらない課題がある。</li> <li>・令和2年度までに県内のフッ化物洗口の実施への取組は進み、特に小学校では平成29年度に100%の実施率を達成し、令和2年度には公立中学校1校未実施があるもののほぼ達成した。今後も市町に対して継続を推進していく必要がある。</li> <li>・令和2年度において、国の骨太方針や県歯科医師会の請願など社会情勢の変化に伴い、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」を改正し、オーラルフレイル対策等の新しい取組みを追加したため、今後は条例に基づき、施策を推進していく必要がある。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県口腔保健支援センターによる関係先への指導・助言などの技術支援を通して、各市町に対しては、国の補助事業の活用も促し、歯科保健対策を推進する人材の育成・確保に取り組んでいく。</li> <li>・今後は、フッ化物洗口が市町で継続的に実施ができるようデータの収集によるむし歯予防の効果の検証や相談・助言を行っていく。</li> <li>・オーラルフレイル対策などの成人期から高齢期の歯科保健対策に新たに取り組むとともに、こどものむし歯予防を引き続き推進し、健全な育成に寄与し、県で推進している健康長寿に向けた施策の一貫として、今後、県歯科医師会等関係者とも協議しながら具体的に取り組んでいく。</li> </ul>
<p>vi ウォーカブルなまちづくりの推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>令和3年度は、県民に楽しく歩いてもらうための仕掛けを道路や港湾施設に設置し、賑わいを創出しながら回遊性を高める社会実験を実施し、その検証結果と課題を整理することとしているが、新型コロナウイルスの感染拡大等により社会実験の実施を保留している。今後の感染状況等を見ながら社会実験の実施を判断する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>今後の新型コロナウイルスの感染状況等を見ながら社会実験の実施を判断することとしているため、期待される検証結果が得られる状況にあるかなど、情勢を慎重に見極め実施を判断したい。</p>

#### 4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容		令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名 事業期間 所管課(室)名	※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ii	○	1	健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業 H30-R3 国保・健康増進課	健康経営の優良企業の取材動画を作成し、テレビCMやYouTube等で放送することで、健康経営の認知度向上を図る。また、県内の中規模以上の企業に対し、社員の健康課題に応じたメニューのアドバイスや関心を高めるためのイベントを実施する。	①④⑤⑥	当該事業は令和3年度で終了。令和4年度からの新規事業構築に向け、働き盛り世代である20代～50代の健康づくり意識の向上に向け、ICT等を活用した取組を検討していく。	終了
取組項目 iii	○	2	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金 H20- 国保・健康増進課	―	―	特定健診の予約制や保健指導の遠隔指導などのウィズコロナに対応した市町の取組みを推進する。	現状維持
取組項目 iii	○	3	長崎県国保ヘルスアップ支援事業 H24- 国保・健康増進課	R3新規として、特定健診未受診者への受診勧奨のタイミングやメッセージ内容をICTを活用し、効果的、効率的に行う、「ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業」、服薬に関する課題への対応として、「多量服薬者訪問相談事業」、R2実施の医療費と健康課題に関する疫学分析により、課題への対応として実施する「分析後の保健事業アドバイザー派遣事業」、5年ごとに実施する「県民の健康・栄養状況実態把握のための調査分析事業」に取り組む。	①②⑤	令和2年度から、自治体における予防・健康づくりを強力に後押しするため、国の保険者努力支援制度が抜本的に拡充されたことにより、予算額(実績額)が大幅に増加しており、交付上限額の予算を確保し、市町における人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題を解消し、市町が実施する保健事業への支援の充実・促進を図るため、引き続き、予防・健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施していく。	改善
取組項目 iv	○	4	健康ながさき21推進事業(生活習慣病対策事業) H13-R4 国保・健康増進課	―	②	引き続き県民のニーズに沿った企画や見やすい構成をするなど更なる放送内容の充実を図り、安定した視聴率がとれる番組制作に努める。	改善

取組項目iv	5	健康ながさき21推進事業(たばこ・飲酒・こころの健康づくり対策事業)	—	②	引き続き改正健康増進法の周知を行うとともに、各保健所における相談・指導が円滑に進むよう支援を行う。飲酒対策については、特に女性や未成年をターゲットに健康被害についての啓発を行っていく。こころの健康づくり対策については、各保健所の担当者と連携しながら、さらにイベント等を活用した啓発活動を充実させていく。	改善	
		H13-R4					
		国保・健康増進課					
	6	健康ながさき21推進事業(栄養食生活・運動対策事業)	R2に作成した野菜レシピを普及するため、直売所や市町等の協力を依頼するとともに、SNSやメディアを活用することで広く周知できるようにした。昨年度実施した「もっと野菜キャンペーン」を、野菜だけでなく減塩やバランスを考慮した食事に加え、「ヘルシーメニューキャンペーン」に変更した。	—	関係機関の協力を得ながら、引き続き野菜摂取量増及びバランスのとれた食生活の普及に向けた事業を展開して行く。	現状維持	
		H13-R4					
		国保・健康増進課					
	7	健康ながさき21推進事業(計画推進・連携事業)	国の健康日本21(第2次計画)の計画期間の1年間の延長に合わせ、本県の健康ながさき21(第2次計画)も計画期間を1年間延長した。	—	健康ながさき21(第2次)の最終評価を行う。次期計画の策定は、現計画の計画期間を1年間延長したため令和5年度に行う。	現状維持	
		H13-R4					
		国保・健康増進課					
	8	健康増進事業	地域・職域連携推進協議会において、健康教育、健康相談を必要とする人が受講できるよう対面以外の方法での実施や周知方法を検討している。	—	健康教育・健康相談を必要とする人が参加できる環境整備を市町と連携し進めていく。 なお、本事業は健康増進法第17条第1項及び第19条の2により市町が行う事業を対象とし、国が定める補助金要綱に基づき実施しており、本事業の継続により、市町の健康増進の取組みを支援していく必要がある。	現状維持	
		H20-					
国保・健康増進課							
9	栄養管理事業(専門職研修)	食生活改善推進員の研修希望も聞き取りながら、感染対策を考慮してWEBを活用した研修を企画した。	—	県民の健康づくりに寄与するため、関係機関と連携しながら継続して実施する。	現状維持		
	H13-						
	国保・健康増進課						
10	受動喫煙対策促進事業	第二種施設の喫煙専用室等の設置の届出の受付及び違反への対応を適切に行う。	—	引き続き改正健康増進法の周知を行うとともに、各保健所における相談・指導が円滑に進むよう支援を行う。	現状維持		
	R元-						
	国保・健康増進課						
11	コホート研究事業	今年度実施予定の南島原市の5年後調査(大規模調査)では、平成28年度のベースライン調査時の同意者のうち7割程度の同意者数の確保を目指す。アンケート回収率を上げるため、調査協力者へ有益な情報(栄養素摂取量や今後のがんになる危険度の予測の結果等)の提供を行ない、未回答者には繰り返し協力を依頼をする。	—	令和6年度から始まる予定の10年後調査の準備期間となる。事務局(長崎大学)との検討のもと、講演会や住民説明会の実施等により、できるだけ多くの調査協力者の確保に努める。	現状維持		
	H26-						
	福祉保健課						
取組項目v	○	12	健康長寿のための口腔機能維持増進事業 (R3新規)R3-5 国保・健康増進課	R3新規	①	令和4年度も引き続き人材育成・確保のための研修、オーラルフレイル対策を中心とした啓発、多職種連携に関する調査研究など口腔機能の維持増進に関する事業を実施する。なお、条例の基本的な施策に基づき、今後必要となる対策については、関係機関と効果的な取組を検討してしていく。	改善

取組項目 v	13	長崎県口腔保健推進事業	令和2年度の長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例改正に伴い、口腔保健支援センターにおける地域への歯科専門職の支援業務の強化などの改善を図るとともに、発達期における摂食嚥下機能障害をサポートする指導者の育成事業の実施等、企画支援を強化した。	—	市町へのフッ化物洗口指導や歯周病対策を含んだオーラルフレイル対策などの生涯を通じた口腔機能の維持増進に関する企画を支援していくため、歯科専門職による相談体制や派遣など長崎県口腔保健支援センターの活動を推進していく。	現状維持	
		H26-					
		国保・健康増進課					
取組項目 v	14	第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	令和3年度から、本事業内の歯周病対策については、事業の集約化と見直しを図り、「健康長寿のための口腔機能維持増進事業」の口腔機能の維持増進に含めた事業へ集中した。	①	歯科保健計画「歯なまるスマイルプランⅡ」に基づき、歯科保健の推進のため、関係機関と連携協議を行うとともに、令和2年度に長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例を改正したことに伴い、条例に規定された基本的な施策についての方針を関係者間で共通認識し、理解醸成に努める。	現状維持	
		H30-R4					
		国保・健康増進課					
取組項目 vi	○	15	ウォーカブルなまちづくり推進事業 (R3新規)R3-7 都市政策課	R3新規	⑤	令和3年度に実施する社会実験等を検証し、課題を整理するとともに、市町担当との意見交換などを踏まえながら、県内での取り組み事例を増やしていく。また、市町との役割分担・協力関係について整理をしながら、より効果的な取り組みを検討していく。	改善

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点